

## 令和8年度 事業計画

### (基本方針)

少子高齢化が進展する中、健康で働く意欲のある高齢者の数も増え、高齢者の就業促進がますます求められる一方、定年年齢の引き上げなどにより、全国の会員数は70万人を切って以降、現在においても下げ止まっていない。

本県における会員数は、コロナの影響を大きく受けた令和2年度以降県内シルバー人材センター(以下、「センター」という)の努力により令和5年度末には37,281人となり、会員増全国1位の実績をあげたことから、全シ協会長表彰を受けることとなったが、令和6年度は減少に転じた。

なお、女性会員については、平成31年度に30%を超え、7年度は33%台となっていることから、今後の会員増、センターの活動の活性化に向けてもより一層の取り組みを積極的に進める必要がある。

また、会員増に向けては、より就業率を高めることが求められることから、これまでの業務範囲にとらわれず幅広い就業開拓をしていく必要がある。

令和5年10月に施行された「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)」への対応、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)」を踏まえた新たな契約方法については、現在、半数以上のセンターが取り組んでいるが令和8年度も引き続き取り組みを進めていく。

安全就業については、令和7年度は死亡事故が3件発生したこと、重篤事故や物損で保障が必要な事故も引き続いて発生していることからさらなる対策の強化が必要であるため、センターと連携して安全就業パトロールを実施などに取り組むこととする。さらに会員の健康管理、認知症対応についても対策を講じていく必要がある。

一方、こうした背景のもと、厚労省における令和8年度シルバー事業関連予算に関しては、厳しい財政状況にもかかわらず、運営費、委託事業費ともほぼ令和7年度並みで確保されることとなったが、昨今の物価高騰や人件費の上昇に対応し、神奈川県シルバー人材センター連合会(以下、「連合会」という)の安定的な運営、事業活性化に向けては財源の確保に向けて会費見直しの検討などを行う必要がある。

シルバー人材センターを巡る状況は依然として先行き不透明な状況ではあるが、当連合会においては、令和8年度からスタートする「改定かながわ中期計画(令和8年度～12年度)」を踏まえ、センターの設置目的である高齢者の就業促進と生きがいの創出、及び地域への貢献のため、引き続き安全就業の推進を基本に、以下を重点事業として県内各センターとともに取り組んでいくこととする。

### (センターと連携して進める重点事業)

- 1 会員拡大に向け新たな指針に基づく取り組みの強化(一部新)
- 2 安全就業の推進(一部新)
- 3 業務の効率化等のためのデジタル化の推進(一部新)

### (国から受託して進める重点事業)

- 1 高齢者活躍人材確保育成事業の着実な実施(継続)

## [各センターと連携して進める事業]

### 1 会員拡大に向け新たな指針に基づく取り組みの強化(一部新・重点事業1)

会員の拡大については、これまでも県内各センター・連合会ともに鋭意取り組み、増加数・増加率ともに全国1番となった。

しかしながら、令和6年度は一時的な業務請負いにより登録した会員の退会などにより、36,710人となり、対前年度比571人の減となった。

こうした状況の中、令和7年度から開始された、全シ協が定める指針「新たな仲間づくり計画」に基づき引き続き、本県32のセンターとともに一丸となって取り組んでいく。

具体的には、高齢者人口における男女の割合から増加が期待される女性会員のいっそうの拡大に向け、令和6年度に設置した、センター女性職員で構成される「女性会員拡大に向けた検討会」において全国センター・連合における効果的な取り組みについて情報共有するとともに、事業等の検討を行い、有効と考えられる取り組みを実施する。

また、取り組みの一環として「全国女性代表者会議」や「シルボンヌ全国大会」に引き続き参加する中で、新たな取り組み事例の収集にも努めていく。

さらには、高齢化に伴う退会者の抑制に向けて、ゴールド会員制度の導入について、各センターの取り組みを支援する。

### 2 安全就業の徹底(一部新・重点事業2)

安全・安心なシルバー事業は、シルバー事業遂行の根幹をなすものであることから、事故防止委員会により策定される「安全就業対策基本計画」に基づき一層の推進を図る。特に多くの死亡事故要因にもなっている安全帽の未着用については、着用の徹底により、死亡事故ゼロを目指す。また、現在損害賠償事故が多く発生している草刈り時等における飛散防止対策を徹底し事故の減少を目指していく。

また、今後さらに会員の高齢化が進む状況において、会員の健康状態の確認を徹底するとともに、認知症の傾向がある会員等への対応について、研修や情報提供等を行う。

#### (1) 事故防止委員会及び安全対策検討部会の開催(各年2回)

「安全就業対策基本計画」策定のため事故防止委員会を開催し、また、委員会に先立ち基本計画を検討するための安全対策検討部会を開催する。

#### (2) 「安全就業対策基本計画」の推進

同基本計画に基づき、以下の事業を実施する。

ア ヒヤリハット事例の募集・表彰、標語ポスターの作成

イ 事故防止優秀センター等の表彰

ウ 安全就業研修会の開催

#### (3) 安全就業パトロールの実施

センターと連携し、連合会職員が就業環境に足を運び、実際に確認・チェックする機会を作る。

#### (4) 会員の健康確保及び認知症対応

会員の健康状態が事故発生の要因となる場合も多くなることが想定されるため、センターへの情報提供等により、フレイル予防を含め、会員の健康確保に務める。

また、認知症の傾向がある会員等への対応について職員の知識の習得やスキルアップを図るため、認知症サポーター養成講座や情報提供等を行う。

### 3 業務の効率化等のためのデジタル化の推進(一部新・重点事業3)

県内シルバー人材センターの経営基盤の強化や会員拡大等を図るため、令和8年度は以下のとおり取り組む事とする。

- ① 令和7年度からスタートした会員純増10万人計画(「新たな仲間づくり計画」)を達成するためのweb入会を進めるために必要な各種システムの導入・環境整備
- ② smile to smile(又は同機能を有するデジタルツール)を活用する会員の拡大に係る取り組み支援
- ③ センターの周知や会員増を推進するため、現在ホームページを開設していないセンターのホームページ開設のための取り組み支援

なお、連合会主催によりこれまで対面で行ってきた諸々の会議や業務説明会をリモート形式のメリット(交通費・移動時間の削減及び機動性)を活かし積極的に実施していく。

### 4 シルバー派遣事業の一層の推進

派遣事業については、人手不足分野や介護・子育て等、現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業を通じた高齢者の活躍が期待されていることから、事業実績が増加している他連合における拠点も含めた取り組み内容の共有化や、適正な派遣事業実施のための情報提供等により、事業の更なる推進を図る。

また、雇用保険加入要件の緩和(令和10年10月施行)について、適切な手数料率の検討に併せ、付随する課題の検討を行う。

### 5 地域への貢献と多様な就業機会の確保(一部新)

労働力不足が叫ばれる現在、地域社会が求める各種サービス事業は、同時に高齢者の多様な就業機会の確保につながることから、今後ますます需要が増加すると見込まれる下記①～⑤に積極的に取り組んでいく。

- ① 福祉・家事援助サービス事業
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)
- ③ 介護プランナーの配置
- ④ 空き家管理事業
- ⑤ 子育て支援事業(放課後児童クラブ支援事業等)

特に、子育て支援については、少子化対策の観点から国を挙げて取り組みが進められている中、県内のセンターが実施している学童保育補助の事例を参考に、自治体に働きかけるとともに、より多くのセンターの事業参入を支援する。

### 6 就業開拓への取り組み

センターとの連携のもと、県内において全国的に展開している民間企業等に対する就業機会の拡大に努める。

## (1) ハローワーク及び神奈川県経営者協会等関係機関との連携

ハローワークとの連携については、今後も厚労省通知「シルバー人材センター事業の更なる推進に向けて」(平成29年4月)に基づき引き続き推進していく。また、賛助会員である神奈川県経営者協会の会報誌などを通じたシルバー事業の周知に努め、さらに会員企業に対して総会時などの機会を得て新規開拓に努めていく。

## (2) 公共事業の確保

本県における公共事業の割合は依然として他県と比べ低く、特に派遣については大きな開きが見られるが、学校・公園管理など公共からの受注は安定的な収入が図られるというメリットから希望する会員も多く、また入札のみならず随意契約も可能であることから、今後も受注拡大に向け自治体等へ働き掛けていく。

## 7 普及啓発活動の推進

シルバー人材センターの周知については、各センターが工夫を凝らす中で様々な対応を図ってきたが、現在においても未だ十分とは言えない状況にあることから、今後いっそう周知に努めていく。

センターにおいては、毎年10月に全国的に展開される『シルバー人材センター事業普及啓発促進月間』を中心に実施される、センターにおけるボランティア活動やシルバー祭りなどの情報の提供に努め、連合会ではこうしたセンターの取り組みや日常的な活動を、ホームページで発信するとともに、県の広報紙や新聞等に広く情報提供していく。

## 8 適正就業の推進

適正就業については、これまでも、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき取り組んできたが、令和8年度においても全シ協からの依頼を受け、各センターにおける“受注リスト”の点検を行い、不適切な事例があれば指導を行う。また、適正就業の徹底を図るため、必要により担当職員を対象とした研修会を実施する。

## 9 困難事案に対する対応

センターにおける日常業務の中での様々なトラブルや事件・事故、あるいは、クレーマーからの業務妨害などのうち複雑な案件や訴訟については、連合会が窓口となって弁護士による専門的な見地からのアドバイスを求め速やかな解決を図る。

## 10 要請行動の実施

全シ協が主体となって実施する国会議員(「自民党シルバー人材センター活性化議員連盟」)への要請行動に、県内シルバーの理事長等とともに参加し、シルバー事業にかかる国の予算(事業費及び補助金等)の確保・増額、及び新たな契約方式への移行に係る適切な対応について、全国の連合と共に要望していく。

## 11 関係機関連絡会議による連携強化

国受託事業(「高齢者活躍人材確保育成事業」)の構成事業として、連合会が主体となって設置した、労働局・県・経済団体・労働組合等をメンバーとする「シルバー人材センター活用推進連絡会議」を適宜開催し、さらなる連携を図る中で新規会員拡大、就業機会の確保、職域拡大に努める。

## 12 新たな契約方法への円滑な移行

契約方法の見直しについては、シルバー事業における重要な課題として、厚労省、全シ協からの情報の速やかな提供や説明会の実施等により取り組みを進めてきたが、フリーランス新法への対応を含め、今後は、移行に向け取り組むシルバー人材センターの支援に努めていく。

## 13 公益法人制度改革への対応

令和7年4月から施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」に今後も適切に対応する。

特に、今回の一部改正におけるシルバー関連重要項目に、①財務規律の柔軟化・明確化として収支相償原則の見直し(5年で収支の均衡を図る)、②役員の変更時期において外部理事・監事を設置、が盛り込まれたことから、センターからの照会に対し丁寧に対応していく。

### [連合会が主体となって実施する諸会議及び事業等]

総会、理事会については、これまで同様定款の定めにより開催していく。また、理事会に先立ち事務局長会議を開催し、必要な議題について検討する。

また、専門部会については、毎回理事会終了後、引き続き同メンバー(監事を除く)により、例えば会員拡大や安全就業、デジタル化の推進等重要課題について検討を行う。

#### 1 総会、理事会等の開催

- (1) 定時総会(年1回)
- (2) 理事会(年3回) ※理事会終了後、専門部会を開催
- (3) 事務局長会議(年3回程度)

#### 2 ブロック会議の開催

県内6地域でブロック会議を開催し、各シルバー人材センター・生きがい事業団が抱える課題、及び連合会への要望などについて意見交換・情報交換を行う。なお、ブロック会議は各センターの事務局長及び担当者により各ブロック数名の人数で構成され、実質的かつ具体的な検討がなされる会議としてセンター、連合会双方にとって貴重な場であることから、令和8年度においても、リモート形式による開催なども行う中で年2回以上の開催を目指す。

#### 3 各種研修事業等

##### (1) 役員交流研修会(年1回)

各センターの理事長、理事等を対象に、適時適切なテーマにより研修会を実施する。なお、個人情報保護については、毎年の研修が義務付けられていることから併せて実施することとし、役員以外も広く対象とする。

##### (2) 職員研修会(年1回)

担当職員を対象に、センターにおける先進的取り組み、及び会員拡大等に大きな成果を上げている事業等に関する事例発表や、センターが抱える実務上の課題や法的事案などに対し専門家(弁護士等)による研修会を実施する。

### (3) 派遣就業会員への研修会(年2回)

派遣就業会員に対し、待遇、トラブル対応、安全就業、スキルアップなど、働く現場で役立つ内容をテーマに、派遣事業主として求められる研修会を実施する。

なお、実施に当たっては、出来るだけ多くの会員が受講できるよう交通至便な場所を会場として設けることとする。

### (4) 関東ブロック役職員交流会(年1回)

関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会(1都7県※)による、連合会及び各センターの理事等を対象とした役職員交流会へ積極的に参加し、今日的かつ共通課題に関する情報共有に努める。

※1都7県:神奈川、東京、埼玉、千葉、栃木、群馬、茨城、山梨

## 4 シルバー人材センター・生きがい事業団役職員表彰

連合会、シルバー人材センター・生きがい事業団の役員及び事務局員を対象として、事業運営に尽力した者、功績のあった者について表彰規程に則り表彰者を決定し、毎年の定時総会時において表彰式を実施する。

## 5 国庫補助金交付事務

各センターにおける国庫補助金の交付申請及び実績報告に係る必要書類を滞りなくとりまとめ、遅滞なく労働局へ作成・提出できるように努める。また、新しく始まる新規事業等に係る情報提供及び交付申請及び実績報告業務に係るセンターの質問に対し適宜指導を行う。

## 6 全シ協からの委嘱による事務指導

全シ協からの委嘱により、県内シルバー等に対し毎年10ヶ所程度(各シルバーにとっては3年に1回)、事業の運営や会計等に関し調査票に基づく事務指導を行い、重要な過誤に関しては適切な指導を行う。

## 7 国、県及び関東ブロック協議会との連携強化

### (1) 国、県との連携

国(神奈川労働局)及び県所管課等との良好な関係を維持する中で各種データや関連政策情報の入手に努め、シルバー事業の円滑な推進を図る。

### (2) 関東ブロック協議会

当協議会においてはこれまでもインボイス制度に対する特例措置や新たな契約方法への移行に係る全シ協、厚労省への要望等、1県では対応が困難な課題に対し一丸となって取り組んできたが、今後も重要な課題への解決に向けさらに連携を強化していく。

## 8 連合会30周年記念事業の実施(新)

令和8年度に連合会が設置30周年を迎えることから、総会に合わせて記念式典を開催するとともに、各センターの活動の様子や歴代役員のインタビュー、連合会の記録などをまとめた動画集を作製し、配付する。

〔国から受託して進める事業〕

## 「高齢者活躍人材確保育成事業」の実施【重点】

シルバー人材センターを広く周知し、更なる会員の拡大を図るとともに、就業体験等を通じて高齢者の働き方について高齢者、事業主双方の理解を深める。また、就業に必要な技能を得るための講習会を行うことにより高齢者の一層の就業・活躍を促進する。

### 1 令和 8 年度事業内容

#### (1) 周知・広報

≪ 広報媒体 ≫ Web、地域情報誌、ポスター、PR 動画 等

≪ セミナー ≫ 高齢者向け、企業向け

#### (2) 就業体験・見学

≪ 体験先 ≫ 公園管理 等

#### (3) 技能講習会

≪ 内容 ≫ ユニバーサルサービス、マンション清掃、保育補助、介護補助、刈払機、  
植木剪定、花卉園芸、学童保育補助、片付けサポート 等

#### (4) 連絡会議の開催

地域におけるシルバーのさらなる活用を図ることを主な目的に、連合会を中心とした労使団体・地方公共団体・労働局をメンバーとする「シルバー人材センター活用推進連絡会議」を開催する(年 1 回程度)。

### 2 令和 7 年度との変更点

当事業はこれまでも厚労省から連合会への委託事業として実施してきたが、令和 8 年度事業における主な変更点は以下のとおりである。

○受託金額の増額 令和 8 年度事業費 51,692 千円 (前年度+2,182 千円)

○会員の新規獲得及び人手不足分野等におけるセンターの就業機会・職域拡大等について先進的な取り組みを行っている事例を主に実施

### 3 事業目標(新規会員数)

新規会員数:820 人(令和 7 年度:568 人)

※なお、本事業により新たに会員になった者の数であり、退会者は含まない。

### 4 今後の進め方

上記(1)周知・広報、(2)就業体験・見学、(3)技能講習会(企画・実施内容等)については、令和 7 年度の実績を勘案し、各センターからの要望を踏まえ、具体的な調整を行っていく。

### 5 具体的な実施内容(予定)

【高齢者向けセミナーの開催】(1 回)

【企業向け説明会の開催】(1 回)

【各種広報媒体による広報】

- ・連合会 HP
- ・地域情報誌(タウンニュース)等
- ・インターネット広告(Yahoo!、Google、Youtube 等)

**【各種プロモーションツールによる会員獲得】**

- ・ポスター・WEB バナー
- ・技能講習、就業体験リーフレット及びこれらに係る個別の募集案内チラシ

**【就業体験の実施】**

- ・公園管理での就業体験/職場見学(各 1 回、各 10 名程度)

**【技能講習会の実施】**

- ・1講習 15名程度(年19回)